ウ　４の受験資格の⑷に該当する者が提出する書類　免許等照合書又は卒業・履修見込証明書
　この場合、卒業・履修見込証明書を提出した者にあっては、平成29年４月３日（月曜日）から同年４月７日（金曜日）までに卒業・履修証明書及び栄養士免許取得（見込）照合書を提出すること。
エ　４の受験資格の⑸に該当する者が提出する書類　免許等照合書及び卒業・履修証明書
⑵　受験に関する書類の受付期間、提出先等
ア　受験に関する書類は、平成29年１月６日（金曜日）から同年１月13日（金曜日）までに提出すること。
イ　受験に関する書類の提出は、原則として郵送（書留）によるものとする。この場合の提出先は、管理栄養士国家試験臨時事務所とし、平成29年１月13日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
ウ　受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の提出場所は、下記に掲げる事務所とし、受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午後５時までとする。
　北海道　パソナ・札幌　国家試験担当
　宮城県　パソナ・仙台　国家試験担当
　東京都　パソナ　国家試験担当
　愛知県　パソナ・名駅　国家試験担当
　大阪府　パソナ・大阪　国家試験担当
　岡山県　パソナ・広島　国家試験担当
　福岡県　パソナ・福岡　国家試験担当
　沖縄県　人材派遣センターオキナワ　国家試験担当
エ　受験に関する書類を受理した後は、これを返還しない。
オ　受験に関する書類を受理した後は、受験地の変更は認めない。
⑶　書類の提出については次のことに注意すること。
ア　４の受験資格の⑴、⑵又は⑶に該当する者で実務終了見込証明書を提出した者にあっては、平成29年３月31日（金曜日）までに規定の実務を終えた証明書が、平成29年４月７日（金曜日）までに提出されないときは、当該受験は無効とする。
イ　４の受験資格の⑷に該当する者で卒業・履修見込証明書を提出した者にあっては、卒業・履修証明書及び栄養士免許取得（見込）照合書が、平成29年４月７日（金曜日）までに提出されないときは、当該受験は無効とする。
ウ　ア、イの書類を郵送する場合は、管理栄養士国家試験臨時事務所に書留郵便をもって送付することとし、平成29年４月７日（金曜日）午後５時までに到着したものに限り受け付ける。
エ　ア、イの書類を直接持参する場合の提出場所は、５⑵ウに掲げる事務所とし、受付時間は、平成29年４月３日（月曜日）から同年４月７日（金曜日）までの毎日午前９時から午後５時までとする。
⑷　受験手数料
ア　受験手数料は6,800円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。
イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。
⑸　受験票の交付
　受験票は、平成29年３月３日（金曜日）に投函し郵送により交付する。
　なお、平成29年３月10日（金曜日）までに受験票が到着しない場合は、管理栄養士国家試験臨時事務所に問い合わせること。
６　合格者の発表　合格者は、平成29年５月９日（火曜日）午後２時に厚生労働省及び５⑵ウに掲げる事務所にその受験地、受験番号を掲示して発表する。
　なお、合格者には、厚生労働省から合格証書を平成29年５月９日（火曜日）に投函し郵送により交付する。
７　問い合わせ先
⑴　受験に関する書類の郵送先及び問い合わせ先は下記のとおりとする。
　管理栄養士国家試験臨時事務所
　東京都中央区日本橋１丁目20番５号　郵便番号103―0027　電話番号03（5200）5862
⑵　受験に関する書類を直接持参する場合の提出先及び合格発表場所は下記のとおりとする。

パソナ・札幌国家試験担当	北海道札幌市中央区北５条西２丁目５番　ＪＲタワーオフィスプラザさっぽろ16階　郵便番号060―0005
パソナ・仙台国家試験担当	宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン18階　郵便番号980―8485
パソナ国家試験担当	東京都千代田区大手町２丁目６番４号　郵便番号100―8228
パソナ・名駅国家試験担当	愛知県名古屋市中村区名駅１丁目１番４号　ＪＲセントラルタワーズ42階　郵便番号450―6042
パソナ・大阪国家試験担当	大阪府大阪市中央区淡路町４丁目２番５号　パソナグループビルアネックス　郵便番号541―0047
パソナ・広島国家試験担当	広島県広島市中区本通７番19号　広島ダイヤモンドビル７階　郵便番号730―0035
パソナ・福岡国家試験担当	福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル13階　郵便番号810―0001
人材派遣センターオキナワ国家試験担当	沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号　琉球リース総合ビル９階　郵便番号900―0015

８　その他
⑴　試験の詳細については、受験要領を参照すること。
⑵　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成28年12月21日（水曜日）までに厚生労働省健康局健康課栄養指導室又は管理栄養士国家試験臨時事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。
９　８⑵に関する問い合わせ先　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号　厚生労働省健康局健康課栄養指導室　郵便番号100―8916　電話番号03（3595）2440　ＦＡＸ番号03（3502）3099

公　告

諮　事　項

工場財団

千葉県浦安市港54番地**清水鋼鐵株式会社**の工場財団に北海道苫小牧市字勇払145番地13清水鋼鐵株式会社苫小牧製鋼所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成28年９月12日　札幌法務局苫小牧支局

千葉県君津市上新田411番地の18**有限会社インテリアタナカ**の工場財団に福島県田村市常葉町西向字熊野前１番地１、６番地、175番地、178番地２、178番地３、180番地１有限会社インテリアタナカ第三発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押え、仮差押え又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成28年９月12日
福島地方法務局郡山支局

東京都文京区本郷二丁目40番２号**株式会社シード**の工場財団に、埼玉県鴻巣市袋1030番地７株式会社シード鴻巣工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成28年９月12日
さいたま地方法務局鴻巣出張所

山梨県笛吹市御坂町下黒駒1602番地８**鈴健興業株式会社**の工場財団に山梨県笛吹市御坂町下黒駒1602番地８鈴健興業株式会社笛吹リサイクルプラントの機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成28年９月12日　甲府地方法務局

滋賀県甲賀市土山町徳原21番地の１**株式会社金岡建設**の工場財団に滋賀県甲賀市水口町新城字陀輪721番地７金岡建設発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成28年９月12日
大津地方法務局甲賀支局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第１号の規定に基づき、平成28年９月１日に戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。
平成28年９月12日
佐賀地方法務局長　石本　仁
記
氏名　瀬頭　純一
所属する土地家屋調査士会　佐賀県土地家屋調査士会
登録番号　佐賀第455号
事務所の所在地　佐賀県嬉野市塩田町大字五町田甲260番地
違反行為　本人確認義務違反等